



Title	沖縄の航空権益（日米航空交渉関連）（3）（46・6・10 和文案 外務省外交史料館レファレンス番号：H221739）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.3 公開日：平成22年12月 22日 外務省外交史料館管理番号：B'5.1.0.J/U24 CD・ DVD番号：H22-011
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43486
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

46
6
10
加
文
集

了解覚書(案)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、沖縄に対する施政権の日本国への返還に関連し、合衆国の航空企業が沖縄に向けて及び沖縄を通過して両方向に行なり航空業務の運営及び千九百五十二年八月十一日の日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の附表(修正を含む)の修正^{の内部}に關し、次の了解に到達した。

- 1 民間航空運送協定の附表(修正を含む)は、沖縄が日本国に返還される日に効力を生ずる外交上の公文の交換に従つて修正する。
- 2 合衆国の航空企業は、沖縄が日本国に返還された後は、日本本土と那覇との間の国内航空業務を運営する権利を有しない。

3 沖縄に対する施政権が日本国に返還される日から五年の期間中は、合衆国の航空^{企業}業務の次に掲げる業務の那覇の運輸権の価値は、民間航空運送協定(修正を含む)に基づく利益の^{総合的}収益計算を再検討する際に考慮しない。

(A) ノースウエスト航空

合衆国から北太平洋及び中部太平洋を経て東京、大阪及び那覇へ、並びに以遠

(B) フライイング・タイガー航空

合衆国から北太平洋を経て東京、大阪及び那覇へ、並びに以遠

(C) トランス・ワールド航空

合衆国から中部太平洋を経て那覇へ、並びに以遠台北及び香港へ、並びに以遠

(d) ^{中部}コンチネンタル航空—ミクロネシア航空

太平洋における合衆国の地点（グアム島を含む）からミクロネシア内の地点を経て那覇へ（ハワイ内の地点から那覇への無着陸航空業務を除く。）

4 前記の五年の期間の満了後は、^{（修正を含む）}民間航空運送協定に基づく利益の全般^{（修正を含む）}的収支計算に合衆国の那覇の運輸権の価値を含める。

両国政府は、民間航空運送協定の附表につき、日本政府が指定する航空企業に対し追加的運輸権を許与することによる必要な修正を行なうことを決定するため、前記の五年の期間の満了前に協議を行なう。

兩國政府は、この五年の期間の満了の時における合衆国の那覇の運輸権の価値を含む利益の総合的計算の修正を行なうことを決定するものとする。

修正の必要を決定するものとする。

修正の期間の満了の時に行なう。

一九五一年六月 日 東京